

歯学部アセスメント・ポリシー

- (1) 成績評価は、定期試験の結果によって行うのを原則とするが、担当教員が適当と認めるときは、授業内試験（小テスト）・中間試験の結果など平素の学習成績、出席状況、学習態度等も加味して評価することができる。
- (2) 各授業科目の成績評価方法は、「歯学部授業計画表（シラバス）」に掲載している。
- (3) 試験・成績に係る詳細な事項については、「歯学部試験規程」に基づき定めている。
- (4) 定期試験は、筆答試験・口答試験・レポート及び製作品の提出、その他担当教員が適当と認める方法により実施される。各科目においては総授業時間数の5分の4（80%）以上出席していない場合は、試験を受験できない。
- (5) 登院試験は、臨床実習を行い得る資格を問うために実施する試験である。社団法人医療系大学間共用試験実施評価機構の共用試験（CBT、OSCE）をもって実施する。
なお、以下のいずれかに該当する者は、試験を受けることはできない。
 - ・ CBT においては、「総合歯科医学IVB」「総合歯科医学IVB（演習）」のそれぞれにおいて、総授業時間数の5分の4（80%）以上出席していない者。
 - ・ OSCE においては、「統合臨床基礎実習」の総授業時間数の5分の4（80%）以上出席していない者。
- (6) 総合歯科医学V試験では、第5学年における総合的な学力の到達度を判定する。「総合歯科医学V」各ユニットで定められた授業時間数の5分の4（80%）以上出席していない場合は、試験を受験できない。
- (7) 臨床実習では、臨床実習中に行われたケース内容から臨床技能と知識の到達度を総合的に判定する。「臨床実習Ⅰ」「臨床実習Ⅱ」のそれぞれ5分の4（80%）以上出席しなければならない。
- (8) 総合歯科医学VI試験では、第6学年総合歯科医学の成績を評価する。「総合歯科医学VI」内で行われる各試験までの授業時間数の5分の4（80%）以上出席していない場合は、各試験を受験できない。
- (9) 登院試験、臨床実習及び総合歯科医学試験については、担当の委員会で評価を行い、次年度以降の評価基準の検討等教育課程改善につなげる。
- (10) 平成28年度第1学年より GPA 制度を導入し、進路に関して助言を行う。

(11) GPAによる成績評価は次のとおりとする。

	合否	評価	成績評価基準	GP	評価内容
成績評価対象	合格	S	100～90点	4.0	特に優れた成績
		A	89～80点	3.0	優れた成績
		B	79～70点	2.0	妥当と認められる成績
		C	69～61点	1.0	本試験で合格と認められる最低限の成績
		D	60点	0.5	再試験(未修得試験含む)で合格と認められる成績
	不合格	E	59点以下	0.0	不合格の成績
		F	レポート未提出	0.0	不合格の成績
			試験欠席		
失	受験失格	出席不良により受験資格を喪失した科目			
対象外		T	単位認定科目	—	編入学等により他大学等で修得した単位を本学の単位とした科目

以上